

益田市農業委員会 33回総会議事録

1. 開催日時 令和5年(2023)3月24日(金) 13:30~15:00
開催場所 市民学習センター 多目的ホール
2. 出席 農業委員(12名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 10番 篠原 栄次
11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(4名)
7番 田中 綾 9番 北條 義洋 12番 豊田 志摩 15番 宮川 有衣
4. 出席 農地利用最適化推進委員(24名)
田ノ上武夫 増野 六彦 澁谷 記幸 澤江 浩一
三浦 尚人 田原 勝美 山根 健治 野村 浩三
寺戸 康人 領家 耕一 和崎 恒義 潮 好介
椋木 昭雄 豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之
椋木 孝光 岡崎 定佳 寺戸豊太郎 永見 浩二
河野 正憲 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和頭
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(0名)
6. 提出議案
議第193号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第194号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第195号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第196号 農地でないことの確認について
議第197号 農用地利用集積計画の決定について
報第161号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第162号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第163号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第164号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第165号 農地等権利移動制限特例区域設定の廃止について
7. 議事に参加した職員
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事
(匹見地域総務課) 藤本課長補佐

8. 議事の概要

| | |
|--------------|--|
| <p>会長</p> | <p>それでは、定刻になりましたので、只今から第33回益田市農業委員会総会を開催いたします。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、10番の篠原栄次委員、11番の谷本大輔委員、よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は、7番の田中綾委員、9番の北条義洋委員、12番の豊田志摩委員、15番の宮川有衣委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに「議案193号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。この件に関しましては、3番に議事参与の関係がございます。参与委員の退席をお願いします</p> <p>※篠原委員 退室</p> <p>3番 市原町 それでは事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>本件は、3条の区分地上権の設定にかかる許可申請です。土地の所在は、市原町の田1筆 15㎡です。地上権の設定理由は、国営益田総合農地開発事業で設置された農業用水路の敷地として使用するため、水管の管理者である益田市土地改良区に地上権を設定するものです。配水管は圃場の地下に埋設されており、耕作に影響はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| <p>豊田浩委員</p> | <p>14番豊田です。3月19日に椋木推進委員と現地確認を行いました。県道〇〇号線沿いの〇〇近くになります。農業用水路としても適切管理されております。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>事務局の説明、担当地区委員より調査報告がありました。お気づきの点等何か質問等ありますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>市原町の3条許可の件につきましては、承認の扱いといたします。</p> <p>※篠原委員 入室</p> <p>1番 遠田町</p> |
| <p>事務局</p> | <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑1筆 4,927㎡です。譲り渡し事由は、遠方に居住しており農地の維持管理が困難なため、申請地を譲渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の耕作許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 吉村太委員 | <p>4番吉村です。現地確認は3月12日に澤江推進委員と行いました。申請地は〇〇から〇〇への中腹にある農地になります。譲渡人は相続で所有権を受け取り、今まで譲受人と使用貸借しておりましたが、遠方ということもあり耕作できないということで、〇〇さんへ無償譲渡するものです。〇〇さんにとっても面積が増えるわけではなく、使用貸借から自己所有になるというもので、特に問題はないと思います。</p> |
| 会長 | <p>2番 左ヶ山町</p> |
| 事務局 | <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、左ヶ山町の田3筆 1,138㎡です。譲り渡し事由は、所有者が高齢となり耕作が困難なため、申請地を譲り渡して耕作してもらうということです。譲り受け事由は、近隣農地を耕作しており、申請地を譲り受けて耕作するためです。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 篠原栄次委員 | <p>10番篠原です。北條委員欠席のため、代わりに説明します。3月14日に北條委員と和崎推進委員、〇〇行政書士職員とが現地確認を行いました。 場所につきましては、JR山口線から300m〇〇方向に行ったところになります。所有者は大変高齢で農業ができる状況になく、現在も知人に管理してもらっています。この地区で圃場整備をしていることもあり、農地を無償でも譲り渡したいとのご意向のようです。隣接地で営農している譲受人の〇〇氏に話をしたところ、夫婦ともに健康で引き受けて頂けると、今回の申請に至りました。農機具も揃っているとのことで、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>本日の3条申請は3件でございます。1件は承認いただいております。残り2件につきまして事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは「議案第193号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして「議題194号 農地法第4条第1項の許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番の幸町、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>土地の所在は、幸町の田2筆 1235㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸駐車場、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。</p> |

| | |
|--------|---|
| 会長 | 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願います。 |
| 大畑美里委員 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 会長 | 2番大畑です。現地確認は3月17日又賀委員と行いました。申請地は幸町の〇〇の向かい側です。平成15年から農地転用せず駐車場として使用されており、始末書も添付されておりました。やむを得ないと判断いたします。 |
| 事務局 | 2番 下本郷町 土地の所在は、下本郷町の田 1筆 687㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅及び納屋・車庫で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願います。 |
| 会長 | 担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 又賀保委員 | 1番又賀です。現地確認は3月17日に大畑委員と行いました。場所は下本郷町で、〇〇のグラウンドから国道〇〇号線に降りる住宅地の中にあります。 この度所有者の〇〇さんのご主人が亡くなられ、相続のために調査したところ、60年以上前から農地(田)だったところに住宅を建てていたことが分かりました。手続きをきちんとしたいということで、今回の申請となりました。顛末書も添付されております。現地調査でもそのようになっておりました。土地改良区の意見書も出ております。適当ということではございませんが、すでにそういう状況となっておりますので仕方ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。 |
| 会長 | 3番 須子町 |
| 事務局 | 土地の所在は、須子町の田 2筆 134㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、車庫及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願います。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 須藤寿人委員 | 3番須藤です。現地確認は3月16日渋谷推進委員と行いました。現地は須子の〇〇に入ってすぐのところですが、申請人の父親が鉄筋加工会社に貸されていたようです。加工会社が転用していると思っていたそうなのですが、駐車場のほんの一部が農地として残っていました。顛末書も添付されており、問題はないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。 |

| | |
|-------|--|
| 会長 | 4番 遠田町 |
| 事務局 | <p>土地の所在は、遠田町の畑 1筆 92㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | 続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 吉村太委員 | <p>4番吉村です。現地確認は3月12日に澤江推進委員と行いました。現地は遠田町の〇〇の周りになります。自宅前に駐車場がありますが、入り口が狭く道端に駐車場を設けるものです。すでに完了しており始末書も添付されております。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | 5番 津田町 |
| 事務局 | <p>土地の所在は、津田町の畑 1筆 102㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | 続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 吉村太委員 | <p>4番吉村です。現地確認は3月12日に澤江推進委員と行いました。現地はJR 石見津田駅の側になります。この度相続登記するにあたって、宅地の一部が農地のままであることが判明し、農地転用するという事です。現状は宅地となっており、過ぎたことなので始末書も添付されています。以上です。</p> |
| 会長 | 6番 向横田町 |
| 事務局 | <p>土地の所在は、向横田町の田 1筆 66㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 会長 | 続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 篠原栄次委員 | 10番篠原です。現地確認は3月21日に椋木推進委員と行いました。現地は〇〇を渡ってすぐの四差路を左に入り、170m程進んだ正面に申請者の家があり、その右側になります。現在は果樹を植えてありますが、本宅の敷地が手狭となり、駐車場として利用したいとこのたびの申請になりました。4条の申請ということもあり、やむを得ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。 |
| 会長 | 7番 白岩町 |
| 事務局 | 土地の所在は、白岩町の畑 1筆 13㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。 転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願います。 |
| 会長 | 続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 篠原栄次委員 | 10番篠原です。現地確認は3月16日に潮推進委員と行いました。現地は国道〇〇号線から左に40m入った申請者の家の裏側の一番高いところになります。この墓地は裏山の高いところにあり、平成25年に現在の場所へ移転されたそうです。この度農地転用をしていないことに気づいて、この度申請されたということです。始末書も添付されており、周囲は山ということで問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。 |
| 会長 | 8番 白岩町 |
| 事務局 | 土地の所在は、白岩町の田 1筆 165㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場及び花壇で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願います。 |
| 会長 | 続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 篠原栄次委員 | 10番篠原です。先ほど7番の申請者と同じで、本宅の前側になります。申請地は昭和53年頃から駐車場として使用しており、一部は花壇として利用しています。先程の申請と同じで農地転用を行っておらず、今回申請するものであります。始末書も添付されておりやむをえないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。 |

| | |
|---------------|--|
| <p>会長</p> | <p>本日の4条申請は8件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議題194号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議題194号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認の扱いといたします。</p> <p>次に「議題195号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番 水分町</p> |
| <p>事務局</p> | <p>本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、水分町の畑 1筆 330㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします</p> |
| <p>又賀保委員</p> | <p>1番又賀です。現地確認は3月17日に大畑委員と行いました。申請地は水分町の〇〇さん宅のすぐ下で、申請は譲渡人が甥である譲受人に使用貸借するものです。現地は駐車場と畑になっており、始末書も添付されております。土地改良区の意見書も添付されており家を建てることは問題ないと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>2番 中島町。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 1筆 148㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、倉庫及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします</p> |
| <p>大畑美里委員</p> | <p>2番大畑です。現地確認は3月17日に又賀委員と行いました。申請地は中島町の〇〇の道を挟んだ反対側です。〇〇の裏側になります。平成5年から農地転用せず、駐車場として借りており始末書も添付されています。適当で</p> |

| | |
|--------|---|
| | あると判断しました。 |
| 会長 | 3番 かもしま東町 |
| 事務局 | <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま東町の畑 3筆 1,242㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします |
| 又賀保委員 | <p>1番又賀です。現地確認は3月17日に大畑委員と行いました。申請地はかもしま東町で近くに〇〇があります。譲受人の〇〇さんは薬局等経営をされており、今回申請地を宅地として購入されて転用されるとのことです。</p> <p>土地改良区の意見書を添付されており問題はないと判断します。ご審議のほどよろしく願いします。</p> |
| 会長 | 4番 高津町 |
| 事務局 | <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津町の畑 1筆 261㎡です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします |
| 須藤寿人委員 | <p>3番須藤です。現地確認は3月16日に澁谷推進委員と行いました。申請地は高津町持石地区の〇〇のすぐ側になります。住宅地の中にありまして、その空き地に住宅を建設されるということで、土地改良区の意見書も添付されております。ご審議のほどよろしく願いします。</p> |
| 会長 | 5番 匹見町紙祖 |
| 事務局 | <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、匹見町紙祖の田 1筆 263㎡です。</p> <p>農用地区域内農地ですが、令和5年3月7日付けの農業振興地域整備計画において農業用施設用地に用途変更が完了した為、転用申請されるものです。</p> <p>転用目的は農業用倉庫で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当いたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 会長 | <p>雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 なお、第1種農地であるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>この案件についてですが、3月17日に匹見地区の農業委員、推進委員全員で現地確認を行いました。事務局の説明もありましたように、第1種農地ということもありまして確認しましたところ、定年後に地元に戻って農業を開始されるということで、そのための農業用施設を建てるための用地ということで、問題はないと判断しました。</p> <p>本日の5条申請は5件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、「議題195号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議題195号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認の扱いといたします。 次に「議題196号 農地でないことの確認について」を議題とします。</p> <p>1番 中垣内町。</p> |
| 事務局 | <p>申請地は中垣内町の合計6筆 1,345㎡です。昭和50年頃から耕作しておらず原野化、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします</p> |
| 豊田浩委員 | <p>14番豊田です。現地確認は3月10日に岡崎推進委員と事務局とで行いました。場所は〇〇付近になります。斜面が崩壊し山林化しており、農地への復旧は困難であると判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>2番 美都町都茂</p> |
| 事務局 | <p>申請地は美都町都茂の合計19筆 10,164㎡です。昭和40年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 佐原晃子委員 | <p>8番佐原です。3月13日に田中委員と永見推進委員、〇〇行政書士と現地確認を行いました。申請地は〇〇から〇〇に向かって15分ぐらいのところから脇道に入ったところですが、車で入れますが道が崩れており、山林化が進んでいることから、非農地と判断して問題はないと思われまます。ご審議のほど</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>3番 匹見町広瀬</p> |
| 事務局 | <p>申請地は匹見町広瀬の合計4筆 1,303㎡です。昭和年月日不詳から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願ひが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>この案件につきましては3月17日に匹見の農業委員、推進委員全員、また匹見地域事務局担当で現地確認を行いました。道路から目視したところ山林化しており、問題はないと思われまゝ。</p> <p>非農地証明については3件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらご意見をお出しいただきたいと思ひまゝ。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議題196号 農地でないことの確認について」は原案どおり承認の扱いといたしまゝ。</p> <p>次に「議題197号 農用地利用集積計画の決定についてについて」を議題としまゝ。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、一括方式での議事参与関係の方が3名おられますが先に通常の利用権設定の新規分について審議し、そのあと一括方式の議事参与案件について審議しまゝ。議事参与の山根推進委員は退室をお願ひします。</p> <p>※山根推進委員 退室</p> <p>それでははじめに、17番の説明をお願ひします。</p> |
| 事務局 | <p>申請地は、山折町の田2筆 2,137㎡です。 5年の使用貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願ひします。</p> |
| 吉村太委員 | <p>4番吉村です。現地は山折の開発農地にあがる圃場で〇〇が管理していた圃場ですが、管理が大変ということで隣接農地を耕作している〇〇が引き受けるということになりました。問題はないと思われまゝ。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。何かありますでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、17番については承認の扱いといたしまゝ。</p> <p>※山根推進委員 入室</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局 | <p>次に 38 番、42 番の審議を行いますので、議事参与の谷本委員は退出をお願いします。</p> <p>※谷本委員 退室</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、黒周町の田 2 筆 5,332 m²です。 3 年の賃貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 豊田繁雄推進委員 | <p>二条地区推進委員の豊田です。38 番につきましては貸出人の〇〇さんが今まで畜産を行っており、採草牧草地として管理しておられましたが、高齢で畜産をやめられるということで、〇〇に貸されるということです。</p> <p>42 番につきましては、貸出人の〇〇さんが長らく草刈り等の保安全管理しておられましたが、今回〇〇に貸されるということです。問題はないと思われれます。</p> |
| 会長 | <p>只今、38 番、42 番の調査報告がありました。何かありますでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので 38 番、42 番については承認の扱いとします。</p> <p>※谷本委員 入室</p> <p>次に 63 番の審議を行います。議事参与の寺戸豊太郎推進委員は退出をお願いします。</p> <p>※寺戸豊太郎推進委員 退室</p> <p>63 番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請地は、美都町三谷の田 1 筆、及び畑 1 筆の合計 1,453 m²です。 5 年の賃貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 佐原晃子委員 | <p>8 番佐原です。この圃場は〇〇さんの家の前の圃場になります。圃場回りの草刈り等、保安全管理を今まで行ってこられましたが、ご高齢のため〇〇で管理することとなりました。問題はないと思われれます。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。何かありますでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、63 番については承認の扱いといたします。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>※寺戸豊太郎推進委員 入室</p> <p>それでは1番に戻って説明をお願いします 1番から7番までは借り手が一緒なので一括して説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請地は、昭和町の田 10筆 10,067㎡です。 5年の使用貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 又賀保委員 | <p>1番又賀です。1~7番をまとめて説明いたします。1~7は隣接地で所有者は高齢化しています。借り手の〇〇さんは近隣で広く耕作しており、所有者とも交流があるため、問題はないと思われます。</p> |
| 会長 | <p>12番 津田町</p> |
| 事務局 | <p>申請地は、津田町の畑 1筆 3,801㎡です。 1年の使用貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 澤江浩一推進委員 | <p>貸出人の〇〇さんが高齢になり、耕作が困難なため、〇〇さんが借りて耕作するものです。期間は1年と短いですが、この敷地の一部は県のため池事業で公衆用道路として1年間ほど使用しています。その後1年で更新をするという聞いております。問題ないと思います。</p> |
| 会長 | <p>13番 西平原町</p> |
| 事務局 | <p>申請地は、西平原町の田 2,143㎡です。 5年の貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 三浦尚人推進委員 | <p>鎌手の三浦です。所有者の〇〇氏のご高齢で病気をされておられます。〇〇さんは〇〇さんの近隣で耕作されており、〇〇さんのところも耕作されたということですので。問題はありません。</p> |
| 会長 | <p>16番 大草町</p> |
| 事務局 | <p>申請地は、大草町の田 1,756㎡です。 5年の貸借権設定です。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| 山根健治推進委員 | <p>山折の山根です。高齢で耕作できないということで、法人が引き受けて耕作するという事です。何ら問題ないと思います。</p> |
| 会長 | <p>22番 馬谷町</p> |

| | |
|--------------|---|
| 事務局 | 申請地は、馬谷町の田 1,328 m ² です。 3年の賃貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 寺戸康人推進 委員 | 真砂の推進委員の寺戸です。今まで耕作されていた方が体調を崩され、〇〇さんが耕作されたいということです。〇〇さんは耕作の経験も豊富で、特に問題はありません。以上です。 |
| 会長 | 46番 市原町 |
| 事務局 | 申請地は、市原町の田4筆 2,817 m ² です。 1年の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 椋木孝光推進 委員 | 中西の椋木です。〇〇さんは特に高齢というわけではありませんが、耕作をやめるということで、この近辺で耕作を多数手掛けている〇〇氏が〇〇氏から引き継いで耕作されるということです。以上です。 |
| 会長 | 59番 白上町 60番 白上町 |
| 事務局 | 申請地は、白上町の田4筆です。1年の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 岡崎定佳推進 委員 | 中西の岡崎です。この案件は、〇〇さんが〇〇さんと〇〇さんの遊休農地を利用し、牧草作りから刈り取りまでをするそうです。経営面積は360aとかなり広い面積ですが、〇〇さんを中心に外14名で対応するそうです。特に問題はないと思います。以上です。 |
| 会長 | 70番 匹見町匹見 |
| 事務局 | 申請地は、匹見町匹見の田1筆 1,441 m ² です。 3年の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| | 匹見地区の渡邊です。〇〇さんが高齢で耕作できないということで、隣で耕作している〇〇さんが引き続き耕作されるということです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。 |
| | 73番 匹見町匹見 |
| 事務局 | 申請地は、匹見町匹見の田2筆 1,868 m ² です。5年の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 渡邊豊孝推進 | 匹見地区の渡邊です。この方も高齢独居で耕作できないということで、〇 |

| | |
|----------|--|
| 委員 | ○さんが耕作をお願いされるということです。問題ないと思います。 |
| 会長 | 76番 匹見町紙祖 |
| 事務局 | 申請地は、匹見町紙祖の田2筆 3,072㎡です。3年の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 渡邊豊孝推進委員 | 匹見地区の渡邊です。この方は東京におられて、この地域で耕作されている○○氏に耕作をお願いされたということです。問題ないと思います。 |
| 会長 | 80番 匹見町紙祖 |
| 事務局 | 申請地は、匹見町紙祖の田1筆 1,443㎡です。 5年の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 渡邊豊孝推進委員 | 匹見地区の渡邊です。この方同士は兄弟で、○○氏に耕作を依頼されたものです。よろしくをお願いします。 |
| 会長 | 83番 匹見町澄川 |
| 事務局 | 申請地は、匹見町澄川の田1筆 1,055㎡です。 3年1ヶ月の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 河野光好推進委員 | 匹見下の河野です。この案件ですが東京からUターンされた○○さんが、子供さんに米を送ってやりたいということで、○○さんから田んぼを借り受けたということです。特に問題はないと思います。 |
| 会長 | 84番 匹見町石谷 85番 匹見町石谷 借り人が一緒のため、一括で説明をお願いします。 |
| 事務局 | 申請地は、匹見町石谷の田2筆、2,053.07㎡です。 5年9ヶ月の使用貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 河野光好推進委員 | 匹見下の河野です。84番の○○さんはご主人が亡くなられてから頑張って作られてきましたが、猪に田圃をやられたため今年から作らないということで、近所の○○さんに耕作を依頼されたものです。85番の○○さんは兄弟同士です。○○さんは奥様の体調が悪いということで、お姉さんの○○さんに耕作をお願いされたというものです。問題ないと思います。 |
| 会長 | 以上で説明を終わります。議事参与案件を省き、再設定を含め事務局と担当地区委員の調査報告がありましたが、何かお気づきの点がありましたらお願いします。 |

| | |
|------------------------|--|
| 佐原晃子委員 | <p>佐原です。牧草地の話なんですが、〇〇さんから借りられているのが期間1年なのは、牧草地は1年が目安なのですか。</p> |
| <p>椋木孝光推進委員 会長</p> | <p>椋木です。本人さんの意向で、特に理由はないと思います。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>一括方式に入りますが、議事参与案件がございますのでそちらから進めたいと思います。</p> <p>14番～18番 椋木昭雄委員が議事参与になりますので退席をお願いします。</p> <p>※椋木昭雄委員 退室</p> |
| <p>事務局 会長</p> | <p>申請地は、向横田町の田5筆 8,219㎡です。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| <p>潮好介推進委員</p> | <p>高城の潮です。所有者は全員が高齢者でありまして、特に問題はないと思います。</p> <p>※椋木昭雄委員 入室</p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして、40番、41番、42番でございますが、寺戸委員が議事参与ですので、退席をお願いいたします。</p> <p>※寺戸豊太郎推進委員 退室</p> |
| <p>事務局 会長</p> | <p>40番から42番ですが、美都町久原の田1筆 1,459㎡、美都町三谷の田9筆 13,241㎡です。</p> <p>7年の賃貸借権設定です。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> |
| <p>佐原晃子委員</p> | <p>8番佐原です。〇〇さん個人が耕作されていた土地ですが、今年から〇〇にされるということで、何の問題もないと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>3番 飯田町</p> |

| | |
|-----------|---|
| 事務局 | 申請地は、飯田町の畑 1,454 m ² です。 15年の賃貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 澁谷記幸推進委員 | 高津地区の澁谷です。この案件は、〇〇さんは会社員ですが、以前貸しておられた方が亡くなられ、このたび若い方をお願いされます。特に問題ないと思います。 |
| 会長 | 4番 飯田町 5番 飯田町 |
| 事務局 | 申請地は、飯田町の畑2筆 2,459 m ² です。 4番は15年、5番は5年の賃貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 澁谷記幸推進委員 | 高津地区の澁谷です。この2筆の畑は同じところにありまして、〇〇さんが耕作されることになりました。問題ないと思います。 |
| 会長 | 6番 遠田町 |
| 事務局 | 申請地は、遠田町の田 1,563 m ² です。 4年9ヶ月の賃貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 澤江浩一推進委員 | 安田の澤江です。この案件は〇〇さんが高齢のため、隣接して耕作されている〇〇さんに耕作を依頼されるのにあたり、中間管理事業を利用されるものです。よろしくお願いします。 |
| 会長 | 24番 有田町 |
| 事務局 | 申請地は、有田町の田 96 m ² です。 3年の賃貸借権設定です。 |
| 会長 | 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 |
| 中島秀一郎推進委員 | 美濃地区担当中島です。この案件はこれまで耕作しておられたが、1筆申請していなかったということで、この度中間管理事業を利用して申請されました。特に問題はありません。 |
| 会長 | 一括方式ですが、新規が13件、再設定43件合わせて56件になりました。議事参与を省きまして、事務局及び担当調査委員から報告がありました。何かお気づきの点はございますか。 (なし、の声) そうしますと、一括方式につきましても承認の扱いといたします。 |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>続きまして、報告第 161 号から順次お願いします。</p> <p>それでは、報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>報第 161 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、9 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 2 件となっています。</p> <p>報第 162 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、2 件です。解約理由は、1 番は病気等で労力不足のため、2 番から 4 番は高齢化等による労力不足のため、5 番から 8 番は賃貸借から使用貸借へ契約変更するため、9 番は中間管理事業利用のためそれぞれ賃貸借の合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 163 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は 2 件です。解約理由は、1 番は高齢で耕作困難となったため、2 番は中間管理事業を活用するために、それぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 164 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書について 届出件数は 1 件です。申請地は西平原町で、面積は 159 m²となっております。事業施行者は〇〇です。</p> <p>報第 165 号 農地等権利移動制限特例区域設定の廃止について 報告件数は 8 件です。この件につきましては先月の総会で説明させていただきましたように、令和 5 年 4 月から農地法 3 条に規定する下限面積が廃止になることから、このたび報告案件として報告させていただくものです。報告事項は以上でございます。</p> |
| 会長 | 事務局の方から報第 161 号から 165 号まで報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。 |
| 谷本大輔委員 | 11 番谷本です。報告第 163 号の〇〇番は、利用権設定の一括 19 番ではないかと思うのですが、〇〇さんから〇〇さんに替わっている新規ではないでしょうか。 |
| 事務局 | 公社の県担当に確認したところ、解約し耕作者が変更となっても、公社の判断として 1 年以内に履歴があれば、再設定として取り扱うと説明を受けました。1 年以内に耕作者が合意解約→変更になっても、集積の観点では延べ数は変わらないため、このような判断になっていると考えられます。 |
| 谷本大輔委員 | 11 番谷本です。公社が再設定として取り扱っているので、こういう案件は現地を見に行かなくてもいいということでしょうか。 |
| 事務局 | 担い手支援センターから現地確認の文書が委員宛に届いていると思います |

| | |
|--------|---|
| | <p>が、公社がどう取り扱うかという相談を事務担当としていないので、現地確認については改めて確認させていただければと思います。</p> |
| 大庭職務代理 | <p>大庭です。「新規」と謳わないだけで、〇〇さんが借りる日付は生きてくるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>日付はあくまで、集積計画表から借りたところになります。4月1日から借りているということになります。あくまで、始期及び終期は市町村の告示日以降効力が出ますので、総会段階では効力はありません。新規就農者が5,000㎡借りるという案件がここで承認されても、告示されるまでは無効です。</p> |
| 大庭職務代理 | <p>実際には新規でも、1年未満で「再設定」の表記になる。椋木さんとしては新規だと考え、公社の問題と捉えると思う。</p> |
| 事務局 | <p>いいというよりも、解約されるまでは西坂さんが借りていたということになります。事務手続的なところは、公社に言っても明快な回答はないと思われます。告示前からやっていたのでその日付にしてくれというのは、基本的には認められません。</p> |
| 大庭職務代理 | <p>それなら、1年以内は再設定にするという基準があるなら、トラブルを生まないために周知しておく必要がある。そういう条件の時には説明が欲しい。</p> |
| 谷本大輔委員 | <p>新規就農者が借りても再設定になるのですよね。そういう土地も見に行かないのか。</p> |
| 事務局 | <p>公社の書類で、相対は営農状況の記載があり、経営地や従業員数を把握できるが、新規就農者は不明な場合がある。地元でもあまり聞いたことがない方の場合などは、耕作がやっていけるのかを現地確認と合わせ、個々に確認していただいたほうがよいと思います。</p> |
| 会長 | <p>集積計画で、新規か再設定か微妙なところがある。あくまで1年は再設定になるという理解でいいのか。事務局で注意してやってくればよいと思います。他には何かありますか。</p> <p>(なし、の声)</p> |
| 事務局 | <p>それではないようですので、4月の総会もよろしくお願いします。これにて、第33回総会を終わりたいと思います。</p> |